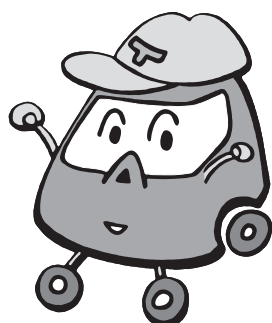


兵ト協ニュース

2012.6 No. **311**
.....



玉水ゆり園（篠山市）



もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(国土交通)「脳脊髄液減少症」への適切な対応について……………	1
運輸支局長又は運輸監理部長が行う運行の管理に関する	
研修及び研修通知制度の廃止について……………	2
運行管理者講習の通知に係るお知らせ……………	3
「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて……………	4
トラック運送業における燃料サーチャージ制の導入の促進等について	8
ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について……………	9
(環 境)平成24年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領……………	12
○ 事務局からのお知らせ	
優秀運転者顕章候補者の推薦について……………	14
全日本トラック協会が実施する	
第36回中央近代化基金補完融資の公募について……………	15
平成24年度アイドリングストップ支援機器導入助成事業について	
(お知らせ)……………	16
平成24年度トラック運転者等の「睡眠時無呼吸症候群」	
スクリーニング検査助成制度実施要綱……………	18
平成24年度安全装置等導入促進助成金交付要綱……………	21
平成24年度安全装置等導入促進助成事業実施要領……………	23
平成24年度 ASV 装置導入促進助成金交付要綱……………	25
平成24年度 ASV 装置導入促進助成事業実施要領……………	27
○ 陸災防のページ	
平成24年度全国安全週間実施要綱……………	29
平成24年度「建設業労働災害防止強化月間」の実施について……………	32
「腰痛予防推進月間」の実施について……………	34
はい作業主任者技能講習会のご案内……………	35
○ 会員だより……………	40
○ 協会日誌……………	41



行政からのお知らせ



国土交通

国官参自保第67号の2
平成24年4月18日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局保障制度参事官室長

のうせきずいえきげんしょうしょう 「脳脊髄液減少症」への適切な対応について

自動車事故の防止については、かねてから自動車運送事業者の責務として取組みをお願いしているところです。

近年、交通事故による外傷等の後に、脳脊髄液が漏れ出し減少することによって、起立性頭痛（立位によって増強する頭痛）などの頭痛を主訴とする「脳脊髄液減少症」とよばれる疾患が起こりうるとの報告が厚生労働省の研究班からなされています。

この疾患については、昨年10月、同研究班により診断基準の一部が発表されましたが、その発生プロセスも含め診断法や治療法が確立しておらず、引き続き、同研究班による科学的な研究が行われています。

貴殿におかれましては、上記のような状況を踏まえ、事故が発生した後、運転者等に頭痛等の症状が見られる場合には、医療機関の受診を促すなどの適切な対応が行われるよう、会報や諸会議を利用して貴協会会員に対し趣旨を周知して頂くようお願い致します。

国 自 安 第 7 4 号
国 自 貨 第 8 3 号
平成24年 4 月16日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長

運輸支局長又は運輸監理部長が行う運行の管理に 関する研修及び研修通知制度の廃止について

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」(平成24年3月28日付け国土交通省令第24号)の施行に伴い、一般貨物自動車運送事業者等は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」(平成24年4月13日付け国土交通省告示第455号。以下「講習告示」という。)に基づき、選任した運行管理者に国土交通大臣が認定した講習を受講させることが義務付けられたところです。

これまで一般貨物自動車運送事業者等は、運輸監理部長又は運輸支局長から通知を受けた場合、選任した運行管理者に運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修又は国土交通大臣の認定する講習の受講をさせなければならないこととしてきたところですが、今回の改正により、運輸監理部長又は運輸支局長が行う通知及び研修を廃止し、一般貨物自動車運送事業者等は、講習告示に定める対象者に対し、同告示に定める時期に国土交通大臣が認定する講習を受講させなければならないこととしました。

つきましては、講習告示の下記の事項についての留意の上、運行管理者の講習の受講について貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

記

1. 各事業者においては、運行管理者に講習を受講させた日時等を把握し、講習告示に定める期間毎に必ず運行管理者に講習を受講させること。
また講習実施機関については、国土交通省ホームページ等で公表を行うので、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。
2. 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所又は行政処分を受けた営業所の運行管理者に受講させる特別講習については、従来通り運輸監理部長又は運輸支局長より、受講させなければならない運行管理者について講習告示に基づき指定し、その旨の通知を行うので、指定を受けた運行管理者に必ず、特別講習を受講させなければならないこと。この場合においても、講習実施機関については、各事業者において講習開催日等を確認の上、受講の申し込み等を行うこと。
3. 特別講習の受講対象となった営業所の運行管理者については、通常二年度毎に一度受講させることになっている基礎講習又は一般講習について、二年度連続で受講させなければならないこと。

平成24年 4 月25日

貨物自動車運送事業者 各位

国土交通省 神戸運輸監理部長

運行管理者講習の通知に係るお知らせ

運行管理者の一般講習又は基礎講習（以下「一般講習等」という。）の受講通知については、毎年度始めに通知してきたところではありますが、本年 4 月に省令等が改正され、運行管理者一般講習等の通知を本年度より行わないこととなりました。

よって、今年度から、国土交通大臣の認定を受けた機関等で、下記条件に該当する運行管理者自らが申し込みを行った上で、受講していただくこととなります。

国土交通大臣の認定を受けた機関等につきましては、国土交通省 HP に掲載されておりますのでご確認ください。

なお、受講対象の運行管理者は改正前と同様で下記のとおりです。

記

1. 新たに選任された運行管理者
 - ・選任された年度に受講（やむを得ない場合は当該年度の翌年度）
 - ・一般講習等を受講（基礎講習を受講していない運行管理者にあつては基礎講習）
2. 事故を惹起した営業所又は輸送の安全に係る違反による行政処分をうけた営業所の運行管理者
 - ①死者又は重傷者を生じた事故を引き起こした場合
 - ②道路運送法第 40 条又は貨物自動車運送事業法第 33 条の規定による処分の原因となった違反行為をした場合

※ ①又は②に該当した場合は当該年度及び翌年度に一般講習等を受講しなければならない
3. 一般講習等を受講した年度の翌年度の末日を経過した運行管理者
 - ・上記 1 又は 2 の規定により最後に一般講習等を受講した年度の翌々年度以降二年度ごとに一般講習等を受講

※ 上記 2 に係る場合は特別講習の受講対象となります。特別講習の通知は運輸支局等より受講通知が送付されます。

お問い合わせ先 兵庫陸運部 整備部門 TEL 078 - 453 - 1103

近畿運輸局長 殿

自動車局長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところである。

しかしながら、我が国の交通事故の発生件数や自動車交通による大気汚染の現状を見ると、依然として改善を求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

また、最近では、自動車部品の取付けや取外しにより保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられる。

このような状況に鑑み、昨年の当該運動の結果を分析し、より効果的に見直しつつ、平成24年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、全国的に不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしたので、この旨了知するとともに、別添の実施要領に基づき積極的に不正改造車の排除に努められたい。

なお、自動車関係団体等に対し、別紙のとおり通知したので申し添える。

別添

「不正改造車を排除する運動」実施要領

平成24年4月

国土交通省自動車局

第1 目 的

我が国の自動車保有台数は、平成23年12月末現在で7,924万台を超えており、自動車が国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故によ

る死者数は4,611人と11年連続して減少しており、負傷者数も、7年連続で減少し、昨年に引き続き90万人を下回ったが、依然として厳しい状況が続いている。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

また、最近では、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられる。

このため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、不正改造についての認知度を高め、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

第2 実施機関

国土交通省及び自動車関係32団体で構成する「不正改造防止推進協議会」（以下「協議会」という。）が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、平成24年6月1日（金）から6月30日（土）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下「強化月間」という。）とし、特に重点をおいて運動を実施する。

第4 実施事項

1. 重点排除項目

次に掲げる不正改造等の事例の排除に重点をおいて「不正改造車を排除する運動」を実施するものとする。

また、自動車使用者へのアンケート結果等を踏まえ、不正改造に対する認知度が低く、使用者が違法であると認識せずに不正改造を行っているおそれのある(1)、(2)、(3)、(4)及び(7)については、年間を通じ、広報等において特に重点的に啓発に努めるものとする。一方、(5)については不正改造に対する認知度は高いが、社会的な排除の要請が大きいことから、これまで、強化月間に行う街頭検査等において重点的に排除に努めてきているところであるが、整備命令の発令件数が増加したという昨年の街頭検査の結果を踏まえ、今年度は、これまでの取組みに加えて、年間を通じた広報等において積極的な排除を呼びかけていく。

(1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付

- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- (4) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (5) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
- (6) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (7) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (8) 不正な二次架装
- (9) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (10) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (11) 不正軽油燃料の使用

2. 重点実施事項

(1) 自動車使用者への啓発

年間を通じ、重点排除項目にあるような具体的な事例を紹介し、自動車使用者の不正改造等に関する認識の向上を図るとともに、積極的な排除を呼びかける。この際、1.(1)、(2)、(3)、(4)及び(7)について、特に重点的に認識の向上に努めるものとし、1.(5)については、特に積極的な排除を呼びかけていくこととする。加えて、自動車運転教習所においては関係者の緊密な連携の下、ポスターの掲示や運輸支局の出前講座等により、10代、20代の教習生を中心に強力に啓発活動を展開する。

また、強化月間においては、マスメディア等をあわせて活用しつつ、自動車使用者（特に10代、20代）に対し重点的かつ直接的に啓発活動を行う。

(2) 街頭検査の実施

警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。その際には、原動機付自転車も対象とし不正改造をしていた場合には警告書を交付するとともに、改修結果の報告を求める。

また、強化月間においては、1.(5)の排除に特に重点を置いた街頭検査を実施するものとする。

(3) 構内検査の実施

申請や変更登録等のために運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）及び自動車検査登録車務所（沖縄総合事務局運輸事務所を含む。以下同じ）へ来所した車両について、特に強化月間に重点をおいて検査を行い、不正改造をしていた場合には整備命令書の交付等を行う。

(4) 迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）の設置・情報収集の充実

年間を通じ、各地方運輸局、沖縄総合事務局及び運輸支局に迷惑改造車相談窓口（以下「不正改造車110番」という。）を設置し、ウェブ上からも関係サイトからリンクを貼る等により、不正改造車に関する相談に応じるとともに、不正改造車に関する情報を収集する。また、ポスター等の広報資料において、警告ハガキを送付し、不正改造車を排除していくために必要な情報を分かりやすく掲載し、積極的な情報提供を呼びかけるとともに、不正改造車の追跡率向上に努める。さらに、強化月間においては、不正改造車110番の認知度向上のための広報活動をする。

(5) 不正改造車の自動車使用者に対し警告ハガキを送付

年間を通じ、不正改造車110番に寄せられた相談・情報（以下「情報等」という。）を基に不正改造車（疑わしい車両を含む。）の使用者に対して警告ハガキを送付し、不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。

(6) アンケート調査の実施

強化月間に実施するイベント等の機会をとらえ、自動車使用者等に対し、不正改造等の認識に関するアンケート調査を実施する。

(7) 不正改造等に対する報告徴収及び立入検査

年間を通じ、不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社、自動車使用者に対する指導等を行う。

また、街頭検査における情報、不正改造車110番に寄せられた情報等、警告ハガキの報告内容等を活用することにより、必要に応じて不正改造施工者に対する報告徴収及び立入検査を行う。

(8) 整備事業者等による適正な整備・改造の推進

整備事業者等においては、自動車使用者等に対し、不正改造事例の紹介及び自動車部品・用品等の適切な取付方法等の周知を図るとともに、不正改造となるような整備・改造の依頼を受けないようにする等により、適正な整備・改造の推進を図る。

加えて、自動車整備士養成施設においては関係者の緊密な連携の下、ポスターの掲示や運輸支局の出前講座等により、10代、20代の生徒を中心に強力に啓発活動を展開する。

**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長

トラック運送業における燃料サーチャージ制の導入の促進等について

国土交通省においては、従来より、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」及び本省・地方運輸支局等に設置した「適正取引相談窓口」等を活用して、トラック運送業における燃料サーチャージ制の導入その他適正取引の推進を図ってきたところである。

一方、原油及び軽油の価格の最近の動向については、産油国の政治情勢不安等を背景に本年初より、非常に高いレベルとなっており、トラック運送業においては、軽油価格高騰分を円滑に転嫁する対策が喫緊の課題となっている。

このため、今般当省としても、公正取引委員会とも協議の上、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」に例示を入れる等、より利用しやすいものとするとともに、貴団体と共催の下、「燃料サーチャージ導入促進セミナー（仮称）」を各地で行うこととする等、燃料サーチャージ制の導入等を支援していくこととした。

については、貴団体傘下の会員各社に対し、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」及び「適正取引相談窓口」を改めて周知されるとともに、軽油価格の上昇分の転嫁を適正かつ円滑に行われるよう、燃料サーチャージ制の趣旨を徹底し、トラック運送業者におけるその導入の促進に努められたい。

なお、同内容を各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので申し添える。



ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について

我が国の大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にあります。

このような状況のもと、平成23年3月25日に、自動車NO_x・PM法に基づく新たな総量削減基本方針（平成32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保等）が、閣議決定されたところであります。

特に、大気汚染への影響度が大きいディーゼル車については、ポスト新長期規制が適用される等、逐次にわたる新車対策が実施されてきておりますが、引き続き環境基準の早期達成とその維持に向けて、使用過程車を含めたディーゼル車の排出ガス対策の推進が求められております。

また、重油を軽油に混和する等により製造されるいわゆる不正軽油を自動車用燃料として使用することによる、黒煙等の有害物質の増加が懸念されております。さらに、不正軽油は、排出ガス浄化に係る構造装置が高度化しているディーゼル車に大きな悪影響を及ぼすことから、自動車の本来の性能を確保する観点からも、不正軽油の使用防止が強く求められております。

一方、自動車の地球温暖化対策の推進も重要であり、自動車単体の燃費性能を向上させることに加えて、駐停車時のアイドリングストップ、急発進や急加速の防止、交通の状況に応じた安全な定速走行といった、いわゆるエコドライブを普及していくことが不可欠であります。

別 添

ディーゼルクリーン・キャンペーン実施要領

平成24年5月
国土交通省自動車局

第1 目 的

我が国の大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にある。

このような状況のもと、平成23年3月25日に、自動車NO_x・PM法に基づく新たな総量削減基本方針（平成32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保等）が、閣議決定された。

特に、大気汚染への影響度が大きいディーゼル車については、ポスト新長期規制が適用される等、逐次にわたる新車対策が実施されてきているが、引き続き環境基準の早期達成とその維持に向けて、使用過程車"を含めたディーゼル車の排出ガス対策の推進が求められている。

また、重油を軽油に混和する等により製造されるいわゆる不正軽油を自動車用燃料として使用することによる、黒煙等の有害物質の増加が懸念されている。さらに、不正軽油は、排出ガス浄化に係る構造装置が高度化しているディーゼル車に大きな悪影響を及ぼすことから、自動車の本来の性能を確保する観点からも、不正軽油の使用防止が強く求められている。

一方、自動車の地球温暖化対策の推進も重要であり、自動車単体の燃費性能を向上させることに加えて、駐停車時のアイドリングストップ、急発進や急加速の防止、交通の状況に応じた安全な定速走行といった、いわゆるエコドライブを普及していくことが不可欠である。

このような状況を鑑み、使用過程ディーゼル車が排出する大気汚染物質等の低減に取り組むため、自動車関係諸団体等の協力のもと、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を全国的に展開する。

第2 重点実施期間

1. 「不正改造車排除強化月間」(平成24年6月1日(金)から6月30日(土)までの1か月間)
2. 「自動車点検整備推進運動強化月間(秋季実施予定)」(平成24年10月1日(月)から10月31日(水)までの1か月間)

第3 実施機関

国土交通省が実施主体となり、自動車検査独立行政法人に本キャンペーンへの支援を求め、次の関係団体の協力を得て本キャンペーンを推進する。

[協賛団体]

一般社団法人 日本自動車工業会	公益社団法人 全日本トラック協会
公益社団法人 日本バス協会	社団法人 日本自動車整備振興会連合会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会	一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

第4 実施事項

本キャンペーン重点実施期間の実施にあたっては、同時期に実施される「不正改造車排除強化月間」及び「自動車点検整備推進運動強化月間(秋季実施予定)」の主旨と整合性をとりながら連携して実施する。

1. 「不正改造車排除強化月間」中は、不正改造車の排除の観点から、燃料噴射ポンプの封印の取り外し、不正軽油の使用等による黒煙の悪化車両を排除させることを重点とし、以下の事項とする。
 - (1) ポスター掲出、チラシの配布
各実施機関は、キャンペーンの期間中、ポスターを掲出及びチラシの配布を行う。
 - (2) 黒煙濃度チャートの配布
国土交通省は、街頭検査等の際に自動車使用者に黒煙排出濃度を簡易的にチェックできる黒煙濃度チャートを配布し、黒煙濃度の点検の励行を指導する。
 - (3) 街頭検査の実施
 - ① 黒煙(黒煙測定器による検査。以下同じ。)及び燃料(配備された硫黄分濃度測定器による検査。以下同じ。)を重点項目とした街頭検査を全国的に実施する。
特に、黒煙測定をした結果基準値を超える自動車については、燃料噴射ポンプの封印チェック等を行う。
 - ② 地方整備局、都道府県税務担当部局と連携した街頭検査を実施するよう努める。
 - (4) 通報制度を活用した自動車の使用者等の指導
運輸支局(沖縄総合事務局においては陸運事務所。以下同じ。)に迷惑黒煙相談窓口(黒煙110番)を設置し、通報を受けた自動車ユーザーに対し、ハガキを送付することにより自主点検等の指導をする。

(5) 整備事業者による入庫車の点検

入庫したディーゼル車の使用者に点検指導を行うとともに燃料噴射ポンプの封印チェック等を重点的に行う。

(6) 会報等による広報

各実施機関は会報、機関誌等により会員等に「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の実施について周知する。

2. 「自動車点検整備推進運動強化月間（秋季実施予定）」中は自動車の点検整備の推進の観点から、自動車使用者等に適切な点検・整備等の必要性の説明及び指導することを重点とし、以下の事項とする。

(1) ポスター及びチラシの掲出等

各実施機関は、キャンペーンの期間中、ポスターを掲出及びチラシの配布を行う。

(2) 黒煙濃度チャートの配布

国土交通省は、街頭検査等の際に自動車使用者に黒煙排出濃度を簡易的にチェックできる黒煙濃度チャートを配布し、黒煙濃度の点検の励行を指導する。

(3) 街頭検査の実施

① 黒煙及び燃料を重点項目とした街頭検査を全国的に実施する。

特に、点検・整備の重要性及び不正軽油が及ぼす安全・環境上懸念される問題等について説明するなどし、指導を行う。

② 地方整備局、都道府県税務担当部局と連携した街頭検査を実施するよう努める。

(4) 運送事業者による自主点検等

バス事業者及び貨物運送事業者の整備管理者は、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。また、運行前に黒煙濃度チャートを用いて黒煙濃度をチェックし適切に整備がされている状態よりも多量に黒煙が排出されている場合には整備を行う等の措置を講ずる。

(5) 通報制度を活用した自動車の使用者等の指導

① 運輸支局に迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を設置し、通報を受けた自動車ユーザーに対し、ハガキを送付することにより自主点検等の指導をする。

② 各都道府県トラック協会及び各都道府県バス協会は、協会に黒煙の排出量が多い旨の通報等のあった者に対して改善を指導する。

(6) 整備事業者による入庫車の点検

使用者の理解を得て黒煙濃度の測定、エア・クリーナ・エレメント等の点検・整備等を実施する。

(7) 運転者に対する指導

バス事業者及び貨物運送事業者は、運転者に対して急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について指導する。

(8) 会報等による広報

各実施機関は会報、機関誌等により会員等に「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の実施について周知する。

平成24年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領

平成24年 4 月

環 境 省

1 背景

環境の日、環境月間の由来は、昭和47年6月5日から開催された国連人間環境会議まで遡ります。

国連は国連人間環境会議での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等において各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、我が国では、昭和48年度から平成2年度までは6月5日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成3年度からは6月の一か月間を「環境月間」として設定しています。

2 平成24年度の「環境月間」について

今年度の環境月間の行事実施にあたっては、震災からの復旧復興として、災害廃棄物の迅速な処理に向けた取組や除染活動について国民への周知と理解を求める必要があります。震災後1年を経過した現在でも生活、経済、そのベースとなる環境を取り戻すためには多くの困難が残されており、被災地との絆を具体化する取組やCSR、ボランティア等の活動が重要な位置づけとなります。

また、6月は国連持続可能な開発会議（リオ＋20）が開催され、低炭素社会の構築をはじめとした持続可能な社会の発展を実現に向けた取組も行います。更に、循環型社会の実現、生物多様性の保全など自然共生社会の実現に向けた構築も中期的な視点での展開が不可欠です。

(1) 月間行事実施にあたって留意すべき施策

① 地球温暖化対策への取組

地球温暖化という人類の生存に関わる脅威に対して、世界が立ち向かおうとしております。我が国では、あらゆる政策を総動員して、国民の皆様と一緒に、地球温暖化防止を推進しているところです。東日本大震災を契機として国民の間に広がった節電に対する機運の高まりにより進んだライフスタイルの変革を定着させ、さらに全国に展開するため震災後の節電構造を分析し効果的な節電・CO₂対策を明らかにするとともに、地域に根ざした国民意識の醸成に向けた取組を強化していきます。

② 生物多様性に関する取組

平成22年10月に愛知県名古屋市で行われた生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）での成果の実現を図ります。また、平成23年6月に小笠原諸島が世界自然遺産に登録され

たところであり、これら生物多様性保全上重要な地域の保全を推進するとともに、シカ対策など人と生きものが共生する社会を目指します。さらに、エコツーリズムの推進により、自然資源の持続可能な利用と地域経済の自立と活性化等に寄与していきます。

③ 循環型社会形成への取組等

厳しい資源制約のある我が国において持続的な発展を目指すために、「循環型社会」の構築が不可欠であります。そのために、使用済小型電気電子機器からの有用金属（レアメタルを含む）回収・再生利用の促進、静脈産業メジャーの育成とその海外展開を支援するとともに、アジア3R推進フォーラム等の国際的な循環型社会の構築を戦略的に展開します。また、有害廃棄物等の適正処理を引き続き推進します。

加えて、環境教育、環境分野と福祉や開発など他分野との連携、学校教育や社会教育、地域づくりを通じた人づくりを推進していきます。

(2) 月間行事における訴求ポイント

環境省では、「持続可能な社会」の構築に向けて、「災害からの環境回復」「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築に向けた統合的な取組を推進しています。

そこで、平成24年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、以下に重点を置き、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施し、国民一人ひとりが自らの生活・行動を具体的に見直していくきっかけ作りを目指します。

・行動することを重視する

国民や企業など、各主体の環境保全のための具体的な行動を起こしてもらうことに重点を置く。

・環境政策・取組への理解と参加を進める

環境に係る諸課題に対応し、各主体の活動を促進するよう取り組んでいる国内外の政策について、その必要性や効果を理解してもらい、政策実施への理解と参加を得る。

・科学的な知見を身近なレベルで理解してもらう

IPCCでの科学的議論を始め、環境問題の科学的・社会的知識を、身近なレベルで理解してもらい、より具体的かつ効果的な行動の促進、行動の継続につなげていく。

・課題間のつながりを大切にする

各主体の行動全体を、環境そのものをよりよいもの、ひいては持続可能な社会作りにつなげていくものとなることをめざす。

**!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から
5号湾岸線へ迂回をお願いします!!**

事務局からのお知らせ

〈優秀運転者顕章候補者の推薦について〉

全日本トラック協会では、標記顕章を例年のとおり実施いたしますので、下記顕章規程により候補者をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

記

◎目 的

人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りを持たせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

◎選考基準

1. 現在運転者にあつて、その期間を通算して次の各号に定める期間（平成24年5月末日から遡及し記入）、無事故であり、かつ無違反であった者とする。

- ① 金十字章 … 平成24年5月末日から逆のぼり、満20年以上
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成4年6月1日以前）
- ② 銀十字章 … 平成24年5月末日から逆のぼり、満10年以上
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成4年6月2日～平成14年6月1日まで）
- ③ 銅十字章 … 平成24年5月末日から逆のぼり、満5年以上
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として4年以上とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成14年6月2日～平成19年6月1日まで）

－はじめて候補者を推薦される方に－

○候補者1名に対し、年1回・章1種類の推薦となります。

- ・選考基準①の対象者は、金、銀、銅のいずれか1つを受けることができます。
- ・選考基準②の対象者は、銀、銅のどちらか1つを受けることができます。
- ・選考基準③の対象者は、銅のみ受けることができます。

○過去に受章された方は、再び同種の章を受けることはできません。

また、以降2種類以上の章を受ける予定の方は、銅→銀→金の順で受けなければなりません。

- ・過去に金を受章された方は、以降、金、銀、銅とも受けることができません。
- ・過去に銀を受章された方は、以降、銀、銅とも受けることができません。（金のみ受けられます。）
- ・過去に銅を受章された方は、以降、銅を受けることができません。（銀、金とも受けられます。）

2. 上記の無事故、無違反であった者とは次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

- (1) 人身に係る事故を起こした者
 - (2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
 - (3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者
- ※自動車安全運転センターの証明は必要ありません

◎推薦方法

候補者を推薦される方は、下記あてご連絡ください。

推薦要領及び推薦書をFAXにてお渡し致します。

◎提 出 先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27

(社)兵庫県トラック協会 総務部

TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565

◎推薦書提出期限

平成24年7月31日(火)

平成24年 6 月 1 日

全日本トラック協会が実施する 第36回中央近代化基金補完融資の公募について

標記について、次のとおり公募されますのでお知らせいたします。

区 分	公募期間	推薦期限	推薦決定予定日
一般・物流効率化促進、中小企業高度化（公募額 120 億円）	24.6.15 ～ 24.7.31	平成 24 年 8 月 7 日	平成 24 年 8 月 21 日

1 推薦対象事業

- ① トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
- ② 福利厚生施設の整備に要する資金
- ③ 荷役機械購入に要する資金
- ④ 物流効率化に直結する新規施設の場合は、同施設に付帯する事務機器等の購入資金を含む。
- ⑤ 車両購入及び改造は除く。

注 1 推薦融資の対象となるのは、平成 24 年度において投資される資金であり、投資時期は資金の支払時期で判断するものとする。ただし、2 か年にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等については、平成 25 年までの資金も推薦対象とする。

注 2 自己資金等で設備代金を支払済の場合は推薦対象としない。ただし、推薦決定以前に支払いを行ったものであっても、平成 24 年 4 月 1 日以降に「金融機関からのつなぎ融資」又は「割賦手形」で必要資金を賄った場合で、本融資の資金が当該つなぎ融資の一括返済及び当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては推薦対象とする。

注 3 推薦対象事業に要する資金には消費税を含めることが出来る。

2 融資限度

- ・ 一般・物流効率化促進
事業規模が 1 億円以上 50 億円以内の大規模プロジェクト
平成 24 年度以降の投資額の 30%（投資額の 30%が 5 千万円未満の場合は 5 千万円）ただし、未払金額以内
- ・ 中小企業高度化資金貸付対象事業
中小企業高度化事業に要する資金の 15%

3 融資利率及び償還期間

取扱金融機関の所定利率による。償還期間は、10 年以内（法定耐用年数が 10 年を下回る設備は、法定耐用年数以内）とする。

4 利子補給率

年 0.6%

- ・ 利子補給限度額
1 事業者に対する利子補給は、総額で 2 千万円を限度額とする。

5 取扱金融機関

商工中金本支店及び商工中金の代理店

※要綱・申込書等関係書類を必要とされる方は、兵庫県トラック協会経理部までご連絡ください。

平成24年度アイドリングストップ支援機器導入助成事業について(お知らせ)

CO₂を始めとする温室効果ガスの削減と省エネルギー対策の一環として、アイドリングストップの励行を促進するため、エンジン停止時に使用する蓄熱マット等の購入に対しその費用の一部を助成交付することとなりました。

1 助成対象機器

トラックドライバーが休憩・荷待ち等におけるエンジン停止時、相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、以下(①～④)に掲げるものを対象とする。

- ① 電気式の毛布、マット又はベッド(外部電源対応機器は除く。)
- ② 蓄冷式クーラー
- ③ エアヒーター
- ④ 車載バッテリー式冷房装置

2 助成に関する主な条件

(社)兵庫県トラック協会の会員(原則として、平成24年3月末現在で1年以上の会員資格を有し、助成金申請時に会費未納がないものとする)であること。

3 助成金額及び限度

助成金額は、会員が購入する蓄熱マット等の取得価格(消費税を除く。)の1/2に相当する額とします。

※(1機器の助成限度額(1/2相当額)及び限度枚数は下記(表)のとおり)

また、1社の助成限度総額は、①②は10万円、③④は12万円とする。

(例：マット@1万円×10枚若しくは、蓄冷式クーラー@7万円×1機+マット@1万円×3枚など)

	機器の種別	助成金額	1機器の限度額	助成限度導入数
①	電気式の毛布、マット又はベッド	価格の 1/2以内	10,000円	10機まで
②	蓄冷式クーラー		70,000円	1機
③	エアヒーター		120,000円	
④	車載バッテリー式冷房装置		120,000円	

4 申請受付期間

平成25年2月15日(金)まで(厳守)※期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点で終了いたします。

事前に、兵ト協環境事業部に助成金予算枠の確認を行ってください。

5 助成金申請

会員が、直接販売業者から購入後、「①アイドリングストップ支援機器導入助成金交付申請書」及び「領収書(写)・請求書(写)」により、兵ト協へ請求して下さい。機器の請求書、納品書のみは不可

なお、①の機器(電気式の毛布、マット)は、買い取りとし、②～④の機器はリースも可とします。

※ 新車導入時にあらかじめ装備されている場合は、取付けの完了を証明する書類と車検証(写)を添付してください。

6 機器の処分について

交付対象の機器を導入の日から起算して下記の期間が経過するまで、譲渡、交換、廃棄、貸与、又は担保に供してはならない。①②の期間は1年、③④の期間は6年とする。

7 導入効果等の報告について

協会は、助成金の交付を受ける事業者に対して、別に定める調査票に基づき機器導入の効果等の報告を求めることがあります。協会から機器導入の効果等の報告を求められたときは、ご協力をお願いします。

8 助成金交付

平成25年3月末～4月初旬予定

〔お問合せ〕 (社)兵庫県トラック協会 環境事業部 TEL 078 - 882 - 5556

兵ト協ホームページに掲載しています。

※注意 国からの補助金が交付された機器に対しては助成金の交付はできません。

【各機種一覧（参考）】

◎蓄熱マット等

メーカー名	製品名	問い合わせ先
三菱製鋼(株)		06-6334-5181
スティアコーポレーション(株)		03-5405-2862
(株)ヨシオ		03-3888-4567

◎蓄冷式クーラー（ベツトルームクーラー）

メーカー名		
いすゞ自動車	日野自動車	三菱自動車
UDトラックス	デンソー	

◎エアヒーター

メーカー名	製品名	問い合わせ先
ベバストジャパン(株)	ベバストエアヒーター（燃焼式）	082-452-3111

◎車載バッテリー式冷房装置

メーカー名	製品名	問い合わせ先
太陽工業(株)	エアースタイル	06-6306-3084
ベバストジャパン(株)	ベバストパーキングクーラー	082-452-3111
アイ・シー・エル	ISC-1500Wi-cool	
ホワイトハウス	クールトロニック	

平成24年度トラック運転者等の 「睡眠時無呼吸症候群」スクリーニング検査助成制度実施要綱

社団法人兵庫県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、(社)兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)が、会員事業者が雇用する運転者・荷扱手等(以下「運転者等」という。)に対しておこなう「睡眠時無呼吸症候群」(以下「SAS」という。)のスクリーニング検査を促進するため、(公社)全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)と協調して実施する助成金交付事業についての必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施し、労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 会員事業者が兵庫県内の営業所で雇用する運転者等であって、兵ト協または全ト協が指定する検査・医療機関においてSASスクリーニング検査を受診させた者

(指定検査・医療機関)

第3条 SASスクリーニング検査を実施する検査・医療機関は、全ト協が定めた「トラック運転者等の『睡眠時無呼吸症候群』スクリーニング検査を行う検査・医療機関の指定に関する規程」に基づき指定し、協会広報(兵ト協ニュース・ホームページ)に掲載するものとする。

(助成対象の検査)

第4条 助成対象となる検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第一次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)および第二次検査(フローセンサ法やパルスオキシメトリ法による簡易スクリーニング検査)とする。

(助成額及び人数)

第5条 兵ト協および全ト協の助成金額は、各々次のとおりとする。

なお、一会員あたりの助成人数の上限は、100名とする。

(1) 第一次検査費用の半額(上限 500 円/人)

(2) 第二次検査費用の半額(上限 2,000 円/人)

ただし、パルスオキシメーターのデータ取得不備等による再検査費用は助成の対象としない。

(助成適否の事前確認)

第6条 本助成を希望する会員事業者は、助成限度額(予算)および利用状況等による助成適用の可否について、事前に兵ト協の確認を得なければならない。

(助成の申込)

第7条 前条の確認を受けた会員事業者は、「スクリーニング検査事前申込書【様式1-1】」(以下「申込書」という。)を兵ト協に提出するものとする。

但し、申込書の提出期限は、平成24年12月20日までとする。

(検査の予約・受診)

第8条 前条の申込をした会員事業者（以下「助成対象事業者」という。）および申込者は、検査にあたり、「スクリーニング検査申込書兼委任状【様式1-3】」（以下「申込書兼委任状」という。）に署名・捺印をし、正本を指定検査・医療機関に提出するものとする。

2 助成対象事業者は、申込書兼委任状の写しを保管し、個人情報保護法に基づき目的外利用および紛失、流失などが無いよう充分注意すること。また、申込者が申込書兼委任状の写しを求めたときは、当該者の欄のみ写しを交付するものとする。

(助成金の請求)

第10条 助成対象事業者は、検査終了後速やかに「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成金申請書【様式1-4】」（以下「助成金申請書」という。）を兵ト協会長宛に提出するものとする。

但し、助成金申請書の提出期限は、原則、平成25年1月20日までとする。

2 助成対象事業者は、助成金申請書の提出にあたり当該検査・医療機関の検査費明細書の写し及び領収書の写しを添付する。

(検査結果の報告)

第11条 助成対象事業者は、前条に規定する助成金申請書を提出後、2ヶ月以内に、SASスクリーニング検査結果ならびに精密検査を受診した人についてはその結果について、「スクリーニング検査結果状況等の報告【様式1-6】」（以下「結果報告書」という）により兵ト協を経由して全ト協に報告すること。

なお、結果報告書の提出がない場合は、次年度以降、助成対象事業者としない。

(申込・請求の受付)

第12条 兵ト協は、助成限度額（予算）および利用状況等を勘案して、申込書および助成金申請書の受付を行い、兵ト協の助成限度額（予算）に達し次第、申込書の提出期限に係わらず申込受付を終了する。

(助成金の交付)

第13条 兵ト協は、助成金申請書に基づき、全ト協と協調して、会員事業者に交付する。

なお、全ト協の助成限度額(予算)が年度途中で達した場合、全ト協の助成金交付の優先順位は、助成金申請書の提出順とする。

助成金の交付は、原則、平成25年2月末日とする。

(その他)

第14条 本要綱に記載のない事項については、全ト協と協議し対処する。

本要綱は、平成24年4月1日から遡及する。

※申請用紙等の各書式は、兵ト協HPにてダウンロードをお願いします。

別 記

【指定 検査・医療機関】

- 兵ト協指定 新須磨クリニック
〒 654-0046 神戸市須磨区村雨町 5 - 1 - 4
TEL 078-735-0010
検査費用 5,000 円
- 財団法人 兵庫県予防医学協会
〒 658-0046 神戸市東灘区御影本町 4 - 4 -20
TEL 078-856-7200
検査費用 3,675 円
- 尼崎医療生協病院
661-0033 尼崎市南武庫之荘 11-12- 1
TEL 06-6436-1701
検査費用 5,000 円
- 医療法人社団 青州会 アイワ病院
〒 661-0953 尼崎市東園田町 4 -101- 4
TEL 06-6499-0888
検査費用 5,000 円
- 財団法人 神戸港湾医療保険協会 みなとクリニック
〒 650-0041 神戸市中央区新港町 13- 2
TEL 078-331-6141
検査費用 4,935 円
- 柏原赤十字病院検診センター
〒 669-3309 丹波市柏原町柏原 259- 1
TEL 0795-72-1040
検査費用 4,100 円
- 全ト協指定 NPO 法人 睡眠健康研究所
TEL 03-5355-9941
- NPO 法人 ヘルスケアネットワーク普及推進機構
TEL 03-3295-1271
- 一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター
TEL 03-3359-9010

平成24年度安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成24年 5 月22日制定
社団法人 兵庫県トラック協会

（事業趣旨）

第1条 （社）兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、（公社）全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調し、危険予測に効果があると思われる安全装置等を装着導入した会員事業者に対して助成金を交付する。

（対象装置）

第2条 助成の対象となる安全装置等は、原則として平成24年度（平成24年4月1日以降）に導入した次の各号に掲げる装置とする。

- （1） 後方視野確認支援装置とは、次に掲げる機能を有し、全ト協が助成事業対象機器に指定している装置とする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。
 - ① 後退時の後方視野が確保できること。
 - ② 運行時（前進も含む。）において、後方視野が確保できること。
 - ③ 概ねルームミラーの位置において、後方視野が確保できること。
- （2） 呼気吹込み式アルコールインターロックは国土交通省の技術指針に適合しているものとする。

（交付額）

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着した場合、1台あたり兵ト協から1万円、全ト協から1万円の合計2万円とする。ただし、国等の補助金及び助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施する。

1 会員の申請台数の上限は原則として20台とする。

（助成金の申請）

第4条 会員事業者は装置導入が完了したときは、様式1「安全装置等導入促進助成金交付申請書」（以下「助成金交付申請書」という。）に必要書類を添付し、兵ト協に提出しなければならない。

また、助成金交付申請期限は平成25年3月8日までとし、助成金額が予算額に達した時点で締め切るものとする。

なお、兵ト協は、会員事業者に対し本助成に関して、必要な報告を求めることができる。

（助成金交付）

第5条 兵ト協は、会員事業者から助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付条件に適合すると認めたときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第6条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- (1) 後方視野確認支援装置 1年
- (2) 呼気吹込み式アルコールインターロック 1年

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

【問合せ先】

兵ト協 担当＝輸送事業部 TEL 078-882-5556

「安全装置等導入促進助成金交付申請書」は兵ト協 HP よりダウンロードいただくか、事務局までご連絡下さい。



平成24年度安全装置等導入促進助成事業実施要領

平成24年 5 月22日
(社)兵庫県トラック協会

兵庫県トラック協会では、全日本トラック協会と協調し平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日以降）に安全装置等を導入された会員に助成金を交付いたします。

1. 助成の対象機種

全日本トラック協会の指定するバックモニター、アルコールインターロック装置（国交省の技術指針を満たした）【次頁】HPにも掲載しています。

2. 助成額等

1 台につき 2 万円（全ト協、兵ト協それぞれ 1 万円）、但し 1 会員 20 台を上限

申請期限：平成 25 年 3 月 8 日（締切前であっても予算に達した場合はその時点まで）

※全ト協、兵ト協それぞれの予算額が違いますので一方が予算に達した場合は、片方のみの助成となります。

3. 助成の流れ

助成対象装置導入



安全装置等導入促進助成金交付申請書（様式 1）提出

添付書類：①取付車両の車検証(写)、②装置の請求書、領収書(写)

請求書、領収書で装置が特定できない場合は安全装置等装着証明書



助成金の交付

申請から交付まで約 2 ～ 3 ヶ月かかります。

※交付申請書、装着証明書は兵ト協にご連絡いただければ FAX いたします。また、HPからもダウンロードできます。

5 月 22 日現在、国交省の技術指針を満たした、アルコールインターロック装置はまだ販売されていません。

平成24年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

後方視野支援装置

平成24年5月7日現在

装置メーカー名	装置名称・型式
(株)日本ビューテック	リアビューモニター 「対象機種」 TKV-S20、TKV-S20N、TKV-S30〈但し、TKV-S30 (OD) は除く〉 (注2)、TKV-S30D、TKV-S30DF、VA-S50
	ナイスビューモニター 「対象機種」:VW-S10、VW-S20、VW-SN20、VA-S40
市光工業(株)	セイフティビジョン 「対象型式」 ST-900シリーズ、ST-800シリーズ、ST-500シリーズ〈但し、ST-900D、ST-900FL、ST-900FS、ST-800Dは除く〉
(株)ワータックス	BACK EYE SYSTEM 「対象型式」 XL-702 (天吊り型)、XL-703 (天吊り型)、TS706、TM706、TU706
クラリオン(株)	カメラ&モニターシステム 【ルームミラー型の特定方法】 明細書の中に「ハイマウントモニター取付キット: LAA-057-100又はLAA-057-110」が含まれること。(注1)
三菱電機(株)	カービジョン ルームミラー型モニター 「対象型式」 CM-5200、CM-5200A、CM-6000、CM-7200、CM-7200A (注1)
アールアンドピー(株)	ルームミラー取付タイプカラーバックカメラセット 「対象型式」 DVA-Comb01-RA、DVA-Comb01-RB、BE-RV200-RA、BE-RV200-RB
(株)アルファ・デポ	バックモニターシステム 「対象商品名」 AP-8000 (注3)
ヤック(株)	バックモニターセット 「対象型式」 XCM8SA、XCM8MA、XCM8LA、XCM8XA、XCM8YA
C B C(株)	ラウンドビューシステム「対象型式」 ZMC-RVS11N-20、ZMC-RVS11N-15、ZMC-RVS11S-20、ZMC-RVS11S-15、ZMC-RVS22N、ZMC-RVS22S、ZMC-RVS33N、ZMC-RVS33S、ZMC-RVS44N、ZMC-RVS44S

(注1) 全ト協からクラリオン及び三菱電機には販売店より購入事業者に対し、装着明細書を発行するように依頼済み。

なお、その他メーカーに対しても、ルームミラー型と特定できるように名称や型式を納品書等に明記するよう依頼済み。

(注2) **TKV-S30 (OD)** はオンダッシュ方式のため対象外。識別方法としては、納品書及び保証書に「TKV-S30 (OD)」と明記されている。

(注3) AP-8000の装着には、別途アタッチメント (AP-5002、AP-5023、AP-7070、AP-7075、AP-7080) が必要。

AP-8000/od はオンダッシュ方式のため対象外。

平成24年度 ASV 装置導入促進助成金交付要綱

平成24年 5 月22日制定
社団法人 兵庫県トラック協会

（事業趣旨）

第1条 （社）兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故を削減するために、（公社）全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調し、ASV 装置（車両総重量 8 トン以上の事業用貨物自動車に係る衝突被害軽減ブレーキ装置、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車両横滑り時制動力・駆動力制御装置）（以下「装置」という。）を導入した会員事業者に対して助成金を交付する。

（対象装置）

第2条 助成の対象となる装置は、原則として平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日以降）に導入した、国の事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）の対象装置と同一とする。

（交付額等）

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が装置を装着した場合、1 車両あたり装置の取得価格の 4 分の 2（上限 10 万円）を交付することとし、内訳は、全ト協、兵ト協それぞれ 1 車両あたりの装置の取得価格の 4 分の 1（上限 5 万円）とする。また、兵ト協の交付額は 5 車両を上限とする。

ただし、国からの ASV 装置の補助金が交付された場合は本要綱による助成金を交付しない。

（助成金の申請）

第4条 会員事業者は、装置導入が完了したときは、様式 1 「ASV 装置導入促進助成金交付申請書」（以下「助成金交付申請書」という。）に必要書類を添付し、兵ト協に提出しなければならない。

また、助成金交付申請期限は平成 25 年 3 月 8 日までとし、助成金額が予算額に達した時点で締めきるものとする。

なお、兵ト協は会員事業者に対し本事業に関して、必要な報告を求めることができる。

（助成金交付）

第5条 兵ト協は、会員事業者から助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、交付条件に適合すると認めたときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

（助成金の返還）

第6条 会員事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した装置を管理しなければならない。

2 会員事業者又は交付の対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、兵ト協は会員事業者に対して期限を定めてその返還を求めることができる。但し、当該装置が装着の日から起算して4年を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) 事故又は火災等により当該装置が使用できなくなったとき。
- (3) 差し押さえ又は競売等により当該装置が使用できなくなったとき。
- (4) 会員事業者が兵ト協を脱会したとき。

(財産の処分の制限)

第7条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

【問合せ先】

兵ト協 担当＝輸送事業部

「ASV装置導入促進助成金交付申請書」「ASV装置導入証明書兼誓約書」は兵ト協HPよりダウンロードいただくか、事務局までご連絡下さい。

平成24年度 ASV 装置導入促進助成事業実施要領

平成24年 5 月22日
(社)兵庫県トラック協会

兵庫県トラック協会では、全日本トラック協会と協調し平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日以降）に ASV 装置を導入された会員に助成金を交付いたします。但し、国の補助を受けられる場合は、本助成を受けることは出来ません。

1. 助成の対象機種【次頁】

国の事故防止対策支援推進事業（ASV 装置）の対象装置と同一
衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置、車両横滑り時制
動力・駆動力制御装置

2. 助成額等

1 車両につき装置の取得価格の 4 分の 2（上限 10 万円）、内訳は全ト協、兵ト協それぞれ
4 分の 1（上限 5 万円）、但し兵ト協分は 5 車両を上限

申請期限：平成 25 年 3 月 8 日（締切前であっても予算に達した場合はその時点まで）

※全ト協、兵ト協それぞれの予算額が違いますので一方が予算に達した場合は、片方のみ
の助成となります。

3. 助成の流れ

助成対象装置導入（車両登録）



ASV 装置導入促進助成金交付申請書（様式 1）提出
添付書類：①取付車両の車検証（写）、②装置の請求書、領収書（写）
③ ASV 装置導入証明書兼誓約書



助成金の交付

申請から交付まで約 2 ～ 3 ヶ月かかります。

※交付申請書、装置導入証明書兼誓約書は兵ト協にご連絡いただければ FAX いたします。
また、HP からもダウンロードできます。

平成24年度 ASV 装置導入促進助成事業対象装置一覧

平成 24 年 4 月 23 日現在

衝突被害軽減ブレーキ

装置メーカー名	装置名称・型式
い す ゞ 自 動 車 (株)	衝 突 被 害 軽 減 ブ レ ー キ
日 野 自 動 車 (株)	プ リ ク ラ ッ シ ュ セ ー フ テ ィ
三菱ふそうトラック・バス(株)	AMB
UD ト ラ ッ ク ス (株)	トラフィックアイブレーキ

ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置

装置メーカー名	装置名称・型式
い す ゞ 自 動 車 (株)	運 転 集 中 度 モ ニ タ ー
日 野 自 動 車 (株)	車 線 逸 脱 警 報 装 置
三菱ふそうトラック・バス(株)	MDAS-Ⅲ(運転注意力モニター)

車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

装置メーカー名	装置名称・型式
い す ゞ 自 動 車 (株)	IESC
日 野 自 動 車 (株)	VSC
三菱ふそうトラック・バス(株)	ESP
UD ト ラ ッ ク ス (株)	UDSC
UDトラックス(株) ボルボ・トラック	VSP

(注1) 三菱ふそうトラック・バス(株)のMDAS-Ⅲは、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置の両方の定義を満たしていますが、助成にあたっては一つの装置とみなします。

平成24年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で85回目を迎える。

この間、労働災害を防止するため、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により、労働災害は長期的には減少してきている。

労働災害による死者数は減少してきているが、平成23年は2,000人を超えており、震災を直接の原因とする死亡者を除いてもなお、1,000人を超える尊い命が労働の場で失われている。一方、労働災害による死傷者数は、平成22年、23年と2年連続で増加していて、このような事態は、いわゆる石油ショック後の景気回復期以来、実に33年ぶりのことである。特に、産業構造の変化等により、製造業、建設業等の労働災害の占める割合が減少し、小売業、社会福祉施設等の労働災害の占める割合が増加している。

労働災害を防止するためには、安全衛生の担当者や労働者による現場の確認、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守るという、原点に立ち返ることが必要であり、そのことによって労働者の安全を確保し、労働災害ゼロを目指していく必要がある。

このような観点から、平成24年度の全国安全週間は、

「^{まも}ルールを守る^{あんぜんしよく}安全職場 ^{めざ}みんなで目指す^{さいがい}ゼロ災害」

をスローガンとして展開することにする。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることにする。

2 期 間

平成24年7月1日から7月7日までとする。

なお、安全週間の実効を上げるため、平成24年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、全国安全会議、地方安全会議、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

(1) 安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- ② 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- ③ 安全パトロール等を実施する。
- ④ 安全講習会等を開催する。
- ⑤ 安全に関する標語等の募集を行う。
- ⑥ 安全衛生に係る表彰を行う。
- ⑦ 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- ⑧ 事業場の実施事項について指導援助する。
- ⑨ その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全を最優先する企業文化である安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 経営トップは安全について所信を明らかにし、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- ② 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- ③ 作業上の注意喚起の「見える化」等、分かりやすく全員で取り組みやすい安全活動の募集及び発表を行う。
- ④ 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- ⑤ 作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等を実施する。
- ⑥ 安全についての作文、写真、標語等の募集及び発表を行う。
- ⑦ 安全に関する視聴覚教材等を活用した講演会等を開催する。
- ⑧ 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- ⑨ ホームページ等を活用し、自社の安全活動等について社会に発信する。
- ⑩ 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- ⑪ 「安全の日」等の設定を行う。
- ⑫ その他安全週間及び準備期間にふさわしい行事を行う。

(2) 継続的に実施する事項

① 全般的事項

ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 総括安全衛生管理者、安全管理者又は安全衛生推進者の選任、安全委員会の設置等安全衛生管理体制の整備及びその活動の活性化
- (イ) 危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、その結果により安全対策を実施するリスクアセスメント等の実施
 - a 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく適切なリスクアセスメント等の実施
 - b 経営トップによる統括管理、安全委員会の活用等を通じた労働者の参画等による実施体制の確立
 - c 機械の設計・製造者等による機械の危険性等の通知の作成及び機械譲渡者等による通知の徹底
 - d 化学物質の譲渡提供時のラベル表示、化学物質等安全データシート（SDS）の交付等による化学物質の危険性・有害性の通知の徹底及び事業者による事業場内で取り扱う容器等へのラベル表示の実施
- (ウ) 労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労使による自主的な安全管理活動の推進
- (エ) 職場巡視、危険予知、「見える化」等の安全活動の提案、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
- (オ) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (カ) 労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施
- (キ) 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
 - a 機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
 - b 修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
 - c 機械化、自動化、新原材料の導入等に伴う安全作業マニュアルの整備、見直し
- (ク) 事業場での労働災害の記録、分析及び再発防止対策の徹底

イ 職業生活全般を通じた各段階の安全教育の徹底

- (ア) 安全教育計画の樹立と効果的な安全教育の実施
- (イ) 雇入れ時及び作業内容の変更時の安全教育の徹底
- (ウ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務の有資格者の充足
- (エ) 危険業務従事者等に対する安全教育の実施
- (オ) トップ層から第一線の現場労働者までの階層別の安全教育の実施
- (カ) 安全管理者等に対する能力向上教育の実施
- (キ) 事業場での安全教育担当者の育成

ウ 作業者の安全意識の高揚

- (ア) 災害事例の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
- (イ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
- (ウ) 安全委員会等を通じた職場の安全問題への参画の促進
- (エ) 家庭に対する安全の協力の呼びかけの実施

エ 女性労働者や高齢労働者が活躍するための職場改善の推進

- (ア) 機械設備等作業環境の改善
- (イ) 作業方法、作業配置等の改善

オ 緊急時の労働者の安全確保マニュアルの整備

カ 快適な職場環境の形成の推進

キ 労働時間等労働条件の適正化の推進

② 業種の特性に対応した対策及び特定の災害に対する対策の推進

ア 東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策の推進

- (ア) 建築物等の解体工事及び除染作業での労働者と車両系建設機械等の接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
- (イ) 震災復旧、復興工事の進捗に応じた施工計画、作業計画の作成及びそれら計画に基づく工事の安全な実施
- (ウ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- (エ) 異業種からの労働者の参入増加等を踏まえた新規入職者に対する安全衛生教育の確実な実施
- (オ) 安全靴、保護帽、保護手袋、防じんマスク等作業内容に応じた保護具の使用

イ 第三次産業の労働災害防止対策の推進

- (ア) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底のための職場内の危険箇所の特定・改善の実施
- (イ) 重量物取扱い作業、介護作業等の腰痛予防対策の徹底
- (ウ) 職場の4S活動（職場の整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動の推進
- (エ) 交通労働災害防止のための教育の実施
- (オ) 安全衛生責任者による職場の完全点検及び改善の実施
- (カ) 安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底

ウ 陸上貨物運送事業の労働災害防止対策の推進（交通労働災害防止活動の推進を含む。）

- (ア) 荷役作業中の荷台等からの墜落転落防止対策の徹底
- (イ) 荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施
- (ウ) 交通労働災害防止のための管理体制の確立
- (エ) 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施
- (オ) 交通労働災害防止のための教育の実施
- (カ) 交通労働災害防止に対する意識の高揚

エ 建設業の労働災害防止対策の推進

- (ア) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- (イ) 足場からの墜落防止措置や手すり先行工法等「より安全な措置」の実施、足場の設置が困難な場合の安全帯の使用等、高所作業中の墜落・転落防止対策の徹底
- (ウ) クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- (エ) 安全衛生教育推進計画の整備及び職長、安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底

オ 製造業の労働災害防止対策の推進

- (ア) 機械譲渡者等による機械の危険性等の通知を活用した「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用及び使用
- (イ) 安全管理者等の安全担当者の能力向上教育の実施
- (ウ) 雇入時、作業内容変更時等の安全教育の徹底
- (エ) 元方事業者による同一現場で働く請負事業の労働者や派遣労働者を含めた総合的な安全管理の徹底
- (オ) 派遣労働者の派遣先事業場の労働災害防止のための措置義務の徹底

カ その他の労働災害防止対策の推進

(ア) 林業の労働災害防止対策の推進

- a 新規就業者等経験の浅い労働者に対する安全衛生教育の徹底
- b 間伐作業の安全対策の徹底
- c 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底

(イ) 爆発・火災災害防止対策の推進

- a 「化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の表示又は通知等の促進に関する指針」に基づく措置の実施
- b 化学設備の定期自主検査の計画的な実施
- c 化学設備の改造、修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
- d 化学物質の譲渡提供時のラベル表示、化学物質等安全データシート（SDS）の交付等による化学物質の危険性・有害性の通知の徹底及び事業者による事業場内で取り扱う容器等へのラベル表示の実施

兵庫労働局からのお知らせ

平成24年度「建設業労働災害防止強化月間」の実施について

兵庫県内の建設業における昨年の労働災害発生状況は、死傷者数（休業4日以上）が578人（前年から13人減少）うち死亡11人（同10人減少）と、とりわけ死亡災害が大幅に減少しました。しかし、今年は4月末現在で死亡が8人と一転して増加が危惧される状況となっています。また、このうち半数の4人が「墜落転落災害」と、昨年の8人に引き続き墜落転落による死亡災害が多発しています。リスクアセスメント等の確実な実施や「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく手すり先行工法等「より安全な措置の実施」の普及促進が必要不可欠と思われます。

このため兵庫労働局では、建設業における労働災害が多発する7月を毎年「建設業労働災害防止強化月間」と定め、労働災害防止活動の推進を図っており、今年度もその実施要綱を下記のとおり定められました。

つきましては、本月間の趣旨を御理解いただき、会員各位におかれましても本月間の要綱に定める実施事項を展開していただくとともに、従業員に対する特段の御指導をお願いいたします。

平成24年度 建設業労働災害防止強化月間実施要綱

主 唱	兵 庫 労 働 局 各 労 働 基 準 監 督 署 建設業労働災害防止協会 兵庫県支部
協 賛	社 団 法 人 兵 庫 労 働 基 準 連 合 会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部 港湾貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県総支部 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部 一般社団法人 日本クレーン協会兵庫支部

1 趣 旨

兵庫県内の労働災害（全産業）は長期的には減少傾向にあり、死傷者数（休業4日以上、以下同じ。）は平成18年以降減少を続けていたが、23年は22年に続き2年連続で増加した。

建設業においては死傷者数578人（前年から13人減少）うち死亡11人（同10人減少）と、とりわけ死亡災害が大幅に減少した。しかし、今年は4月末現在で死亡が8人（前年から2人増加）と一転して増加が危惧される状況となっている。

死亡災害の内訳をみると、23年の11人のうち8人が、また、今年の8人のうち4人が墜落・転落災害であるなど、在来型の災害が多く発生している。

このように、新しい形の労働災害ではなく在来型の災害を防ぐには、建設現場の各所に潜む危険を評価し、適切な措置を行うリスクアセスメント等の確実な実施や本年2月に示された「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（以下「総合対策要綱」という。）に基づく「より安全な措置」等の普及促進が不可欠である。このため本年度も7月を「平成24年度建設業労働災害防止強化月間」（以下「強化月間」という。）と定め、元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底、法令に合致した発注・施工、リスクアセスメントの確実な実施による労働災害防止活動の推進や「総合対策要綱」の普及促進等、事業者のみならず、行政、発注者、災害防止団体等の関係者が一丸となって県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとする。

2 実施時期

平成24年7月1日から平成24年7月31日まで

3 目 標

墜落・転落災害の防止
リスクアセスメント等の確実な実施
車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止
土砂崩壊災害の防止
高齢者に対する労働災害の防止
石綿及び化学物質の適正な管理及び処理
熱中症の予防

4 実施事項

(1) 主唱者

- イ) 建設業の災害防止に係る発注機関との連絡会議の開催
- ロ) 関係災防団体・事業者・局署による合同パトロールの実施（7月中）
- ハ) 建設工事現場に対する集中的な個別監督・指導
- ニ) 発注機関等への強化月間推進の文書要請
- ホ) 建設業の災害防止のための集団指導等の実施
- ヘ) その他建設店社及び建設工事現場に対する実施要綱についての周知
- ト) 広報誌等による広報活動

(2) 発注者（要請事項）

- イ) 現場担当職員に対する労働安全衛生法令についての教育・研修の実施
- ロ) 工事の計画段階における工期、工法、作業要領等についての安全衛生事前審査の徹底
- ハ) 発注条件の適正化（労働安全衛生規則改正に伴う適正な足場等の設置に必要な経費等の計上）、発注の平準化と工期の弾力化等
- ニ) 発注者を中心としたパトロール、関係事業者全てを構成員とする災害防止協議会の設置と、その決定に基づく安全衛生活動の推進
- ホ) 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及びリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

(3) 工事実施者（建設店社及び建設工事現場）

- イ) 経営首脳による強化月間目標の設定及び現場パトロール等の安全衛生管理活動の推進
- ロ) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- ハ) リスクアセスメントの実施に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成・実施
- ニ) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（略称コスモス）に基づく管理活動の推進、安全衛生活動の達成状況の評価とそれに基づく計画・活動要領等の見直し・改善
- ホ) 墜落・転落災害の防止対策
改正労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の採用、手すり先行工法の採用等による足場等の安全性確保及びガイドラインの周知、「総合対策要綱」に基づく「より安全な措置」等の普及促進、脚立や保護帽（「墜落時保護用」）の適正使用、不適格な安全帯の使用禁止とハーネス型安全帯の使用促進
- ヘ) 車両系建設機械、移動式クレーン等による災害防止対策
有資格者の配置、作業計画の作成、使用手順・合図の確認、路肩等の崩壊防止、幅員の確保、誘導者配置や作業半径の立入禁止措置による接触防止対策の実施
- ト) 木工機械等による災害の防止対策
適正な接触防止措置、安全装置等の機械安全措施に係る日常的点検による有効保持
- チ) 土砂崩壊災害の防止対策
1.5m以上の深さの溝掘削作業時における土止め先行工法の採用とその普及、安全な勾配の確保、掘削面の状態に係る安全点検の励行
- リ) 木造家屋等低層住宅建築工事における災害防止対策
改正労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の採用、手すり先行工法の採用等による足場等の安全性確保及びガイドラインの周知、足場先行工法の採用による安全な作業床の設置、「総合対策要綱」に基づく「より安全な措置」等の普及促進、木造建築物の組立作業主任者による直接の現場作業指揮、脚立、保護帽（「墜落時保護用」）・安全帯等保護具の適正使用、ハーネス型安全帯の使用促進
- ヌ) 解体工事における災害防止対策
リスクアセスメント手法を用いた作業計画の策定、現場責任者・作業主任者の直接指揮、上下作業の禁止、合図の統一、保護帽（「墜落時保護用」）・安全帯等保護具の適正使用、ハーネス型安全帯の使用促進
- ル) 新規入場者教育や職長の再教育等の現場作業員に対する安全衛生教育の実施とその内容の充実
- ヲ) 化学物質等の適正な管理及び処理による職業性疾病の防止
建物解体工事における石綿障害予防規則に基づく石綿ばく露防止措置の確保、酸欠・硫化水素危険作業場所における災害防止対策の励行
- ワ) 熱中症予防対策
WBGT（暑さ指数）を指標とした作業環境管理（日除け・通風設備の設置、適度の水分・塩分補給、休憩時間の確保）

(参考) 兵庫県内における建設業の月別災害発生件数(過去5年間)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
263	298	316	268	249	285	283	245	261	290	287	269
6	9	9	6	4	7	4	10	8	7	9	3

上段の件数のうち死亡者数を下段に表記

「腰痛予防推進月間」の実施について

標記の件について、下記のとおり実施要綱を定めましたのでお知らせします。

また、貴会会員への周知につきましてもよろしくお願いいたします。

なお、実施要綱の「1.趣旨」を十分にご理解のうえ、御協力をお願いいたします。

「腰痛予防推進月間」実施要綱

1 趣旨

職場における腰痛予防対策については、「職場における腰痛予防対策指針(平成6年9月6日付け基発第547号)」及び「兵庫腰痛予防自主管理指針(平成14年10月兵庫局策定)」により推進を図っているところであるが、腰痛は業務上疾病発生件数(全国)の約6割を占めており、兵庫局管内においても6割を超える(平成23年に発生した業務上疾病248件中154件が腰痛)発生状況となっている。また、特定の業種のみならず多くの業種及び作業において発生している。

職場における腰痛の予防のためには、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育を適切に行うことにより、腰痛の発生の要因の排除又は軽減に努めるとともに、健康の保持増進対策を推進することが必要である。

このため、腰痛の基本的な予防対策を踏まえ、各事業場の作業実態に即した対策を講ずるために、労働行政、事業場及び労働衛生団体などの関係者の参加のもとに、県下全域で集中的かつ効果的な腰痛予防対策の推進を図るものである。

2 実施期間

平成24年6月1日から平成24年6月30日まで

3 主唱者

兵庫労働局及び県下各労働基準監督署

4 協賛者

(社)兵庫労働基準連合会

独立行政法人労働者健康福祉機構兵庫産業保健推進センター

5 実施者

県下各事業者

6 主唱者・協賛者の実施事項

- (1) 「腰痛予防対策指針」及び「兵庫腰痛予防自主管理指針」の普及・推進
- (2) 「腰痛予防推進セミナー」(平成24年6月8日熱中症予防セミナーと同時開催)等の開催
- (3) 事業場の実施事項についての指導・援助

7 事業場の実施事項

労働衛生管理水準の一層の向上を図るため、安全衛生管理体制の定着及び計画的、継続的な腰痛予防対策の推進を目指して、各事業場において、次の事項を実施する。

- (1) 腰痛の発生を予防するために作業管理、作業環境管理及び健康管理並びに労働衛生教育の実施
- (2) 腰痛の発生要因の排除又は軽減を図ると共に、健康の保持増進対策の推進
- (3) 「腰痛予防対策指針」及び「兵庫腰痛予防自主管理指針」に基づく対策の自主的な推進
- (4) 腰痛予防に関する各種研修会等への参加



はい作業主任者技能講習会（会場を姫路に変更します）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成24年7月18日（水） 9時～17時（座学講習）
	2日目	平成24年7月19日（木） 9時～18時（座学講習、修了試験）
講習会場	（社）兵庫県トラック協会 西部研修センター 2階会議室 姫路市中地字村東26-1 兵庫県トラック協会西播支部 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	6,500円 (内消費税5% 309円)
非会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	1,500円 (内消費税5% 71円)	8,000円 (内消費税5% 380円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名（事業場の代表又は責任者の方）の記入及び、押印（丸印）が必要です。（角印は認められません。）

4. 申込要領

（1） 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい）

② 証明写真2枚（サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm）

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時(12時～13時は除く)。

(2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

(3) 予約受付及び申込書受付期間

平成24年6月4日(月)～平成24年7月10日(火) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

5. 持参品

受講票・筆記具(えんぴつ・消しゴム)

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、当日、修了証を交付いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

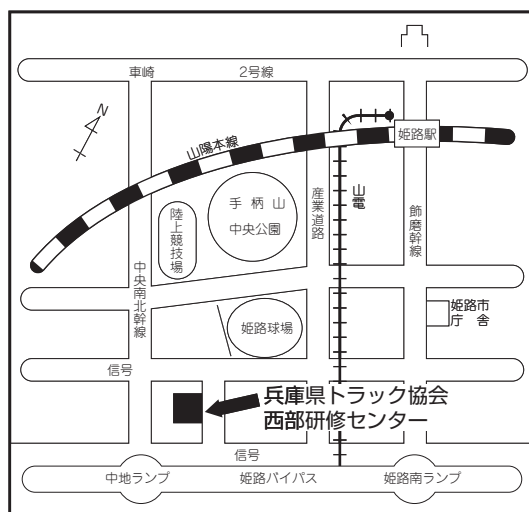
7. 留意事項

修了試験において不合格となった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,100円(税込)が必要となりますのでご留意下さい。(原則、追試験は、講習会当日の合格発表後、実施します。)

はい作業主任者技能講習会〈姫路〉会場案内

(社)兵庫県トラック協会 西部研修センター



■姫路バイパス中地ランプからバイパス北側道路を
東へ100m、信号を左折。

姫路市中地字村東26-1

兵庫県トラック協会西播支部

公共の交通機関をご利用下さい。

お車の場合、会場に付属するトラック協会西播支部の駐車場は協会来客者のためのものですので、講習受講者の方は、駐車は御遠慮下さい。

手柄山中央公園または姫路球場付近の駐車場
(有料：1回200円)をご利用下さい。

はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな			性別	修了証 番 号	※		
氏 名			男 ・ 女				
生 年 月 日		年 月 日生		交付年月日		※	
現 住 所 (修了証に載ります)		〒 電話 (携帯電話)				本 籍	都 道 府 県
勤務先	所在地	〒 電話 F A X					
	名 称						

証 明 書	
受講者氏名 _____ ㊞	
上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで 3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。	
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
事業者名 _____	
事 業 者 _____ ㊞	
書替・再交付年月日	※ _____ 年 _____ 月 _____ 日

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。
ご記入いただいた個人情報、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

平成24年度 労働安全衛生法に係る技能講習 実施計画表（予定）

兵庫労働局長登録教習機関

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

○ フォークリフト運転技能講習[兵労基安登録第12号]（各回4日間 定員 50人／回）

31時間講習（4日間）、11時間講習（2日間 ※印の科目を免除、但し、科目免除資格の証明が必要）

実施時期				講習科目（時間）	種類	実施場所
第 2 回	11 月	10 日（土）	8:30 ～ 18:00	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4） 修了試験	学科	神戸港湾 教育訓練 センター （神戸市）
		11 日（日）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	
		17 日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		18 日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4） 修了試験		
第 3 回	平 25 3 月	9 日（土）	8:30 ～ 18:00	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4） 修了試験	学科	兵ト協 研修会館
		10 日（日）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	神戸港湾 教育訓練 センター （神戸市）
		16 日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		17 日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4） 修了試験		

◆ はい作業主任者技能講習[兵労基安登録第14号]（各回2日間）

実施時期				講習科目（時間）	定員	種類	実施場所
第1回	H24 7月	18日（水）	9:00～16:50	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1） 修了試験	50	学科	兵ト協 西部研修 センター （姫路市）
		19日（木）	9:00～16:50				
第2回	10月	17日（水）	9:00～16:50	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1） 修了試験	50	学科	兵ト協 研修会館 （神戸市）
		18日（木）	9:00～16:50				
第3回	H25 2月	20日（水）	9:00～16:50	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1） 修了試験	100	学科	兵ト協 研修会館 （神戸市）
		21日（木）	9:00～16:50				

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表 (平成 24 年 4 月末現在)

(単位：円／ℓ)

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本		109.83	115.50	125.00	116.50
出 光		107.78	116.87	117.75	
コ ス モ		108.94	114.13	121.50	119.00
昭 和 シ ョ ー ル		110.20			114.00
モ ー ビ ル		108.14		121.00	
エ ッ ソ		113.10	111.50		
そ の 他		109.78	111.76	117.09	118.90
総 計		109.40	113.49	120.24	117.83
24 ／ 3	全国平均	110.55	調査なし	117.06	117.05
	近畿平均	109.37		117.66	117.29

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

(消費税抜き)

軽油価格年間推移表 (兵ト協調べ)

(単位：円／ℓ)

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成23年 5 月		109.07	111.02	116.99	116.76
平成23年 6 月		105.65	109.19	116.20	114.31
平成23年 7 月		104.21	106.59	111.74	113.99
平成23年 8 月		103.34	106.40	112.35	112.46
平成23年 9 月		99.94	104.05	111.64	110.72
平成23年10月		97.47	100.19	108.98	108.47
平成23年11月		96.40	99.26	106.54	107.57
平成23年12月		100.42	101.34	108.06	107.26
平成24年 1 月		100.61	101.83	109.32	108.53
平成24年 2 月		100.18	103.39	110.08	110.32
平成24年 3 月		103.11	103.91	110.52	110.72
平成24年 4 月		111.12	112.22	119.45	117.59
平成24年 5 月		109.40	113.49	120.24	117.83
年 間 平 均		103.15	105.60	112.47	112.04

※前月分の価格データを集計しています。

(消費税抜き)

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
24.4.24	東部	一般利用	宮脇運輸(株)	宮 脇 秀 徳	〒664-0842 伊丹市森本4丁目209-5 TEL 072-777-6665 FAX 072-777-5305
5.2	東神戸	一般	マリネックス トランスポートサービス(株)	柴 田 昭	〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東3丁目20番 阪九ビル1号棟304号室 TEL 078-858-1612 FAX 078-858-1613
5.14	東部	一般利用	豊島運送関西(株)	豊 島 常 夫	〒666-0024 川西市久代3丁目131番3号 TEL 072-759-1243 FAX 072-759-9001

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
24.5.7	明石	一般	(有) ビ リ オ ン	小 城 正 敏
5.7	東神戸	一般	(株) 明 急	木 村 富 三 郎

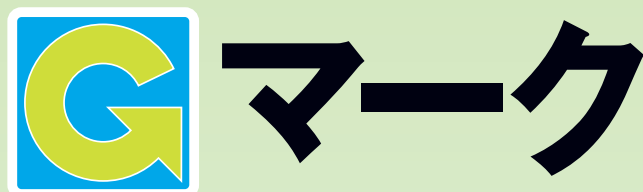
変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
24.4.24	153	住 所	三輪貨物自動車(株) 神戸市中央区脇浜町2丁目11-1	〒675-0023 加古川市尾上町池田2217-2
4.24	122	代表者	(株)フレイトライン・ホリウチ 堀 内 金 造	堀 内 正 行
4.24	57	住所 TEL・FAX	上 津 陸 運(株) 神戸市灘区味泥町1-8 TEL 078-871-0011 FAX 078-871-0771	〒650-0045 神戸市中央区港島8丁目3-8 TEL 078-302-0024 FAX 078-302-0036
4.26	15	代表者	ビューテック運輸(株) 倉 知 秀 金	伊 藤 新一郎
5.8	7	住 所	(株)里 山 運 輸 尼崎市御園2丁目3-22	〒661-0974 尼崎市若王子3丁目17-12
5.9	151	名 称	(有)兵 庫 次 元	(株)K a n a e L i n e
5.11	45	代表者	日通水上運輸(株) 近 藤 健 児	須 方 健 次
5.14	107	代表者 2名	森 豊 運 送(株) 森 隆 信	森 隆 信 豊 田 徳 文
5.16	165	名 称	関西日立物流サービス(株)	西日本日立物流サービス(株)
5.16	133	合 併	京 阪 神 流 通(株)	(株)カ ン ト ラ ロ ジ

協会日誌

月日	行事名	場 所	月日	行事名	場 所
5・7	全ト協 DPF 問題対策小委員会	全 ト 協	6・6	陸運及び観光関係功労者局長表彰式	シェラトン都ホテル 大阪 4 階大和の間
8	全ト協 重量部会常任委員会及び特殊車両通行許可制	全 ト 協		全ト協 第 207 回常任理事会・第 151 回理事会合同会議	全 ト 協
9	全ト協 引越部会 分科委員会	全 ト 協		西宮地区低公害車普及等推進協議会総会	西 宮 市 役 所 職員会館 1F
	兵ト協 理事会	神 戸 市 勤 労 館	7	適正化事業集合指導	兵 ト 協
	自動車関係団体連絡会	自動車会館		第 67 回鉄鋼部会	横 浜 ロイヤル パークホテル
12	兵ト協 西神戸支部総会	ホ テ ル 神 戸 オ ク ラ セ ビ	9	フォークリフト運転技能講習(実技 2 日目)	神 戸 港 湾 教育訓練協会
14	海コン部会 3 役会議	大 阪 城 公 園	10	フォークリフト運転技能講習(実技 3 日目)	神 戸 港 湾 教育訓練協会
15	燃料価格高騰による経営危機突破全国統一行動	議員会館		兵青協 HOT21「創立 20 周年記念・総会」	[XIV 有馬] 有馬町 北区有馬町
16	海コン部会要望活動	神 戸 中 央 港 湾 労働者福祉センター	11	自動車関係団体連絡会	自動車会館
	H24 年度安全性評価事業説明会	全 ト 協	12	兵ト協重量・鉄鋼部会「平成 24 年度通常総会」	ホ テ ル ニ ュ ア
	全ト協 第 96 回交付金運営中央委員会	全 ト 協		運輸安全マネジメント研修会	兵 庫 農 業 会 館
	KTS 正副会長会議	グ リー ヒー ホ テ ル 神 戸 和 田		全ト協重量部会平成 24 年度通常総会	淡 路 ニュー アワジ
17	H24 年度安全性評価事業説明会	加 古 川 市 民 館	13	三木会	兵 庫 陸 運 部
	兵ト協 東播支部総会	兵 ト 協		輸送秩序確立委員会正副委員長会議	兵 庫 陸 運 部
18	路線部会	本 三 宮 路 店	14	KTS「正副会長会議」	奈 良 市 内
	百貨店部会通常総会	神 仙 閣		大ト協海コン部会総会	ハ イ ア ッ ト リージェンシー
	兵ト協 兵庫支部 総会	甲 子 園	15	自動車及び観光関係永年勤続者局長表彰(中間管理者)	ホ テ ル プ リ ム ローズ 阪 神
	兵ト協 西宮支部 総会	明 石 支 部		兵庫県大気環境保全連絡協議会「理事会」	兵 庫 県 中央労働者センター
19	兵ト協 明石支部 総会	兵 ト 協		路線部会総会	有 馬 御 苑
21	ダンプ部会通常総会	ホ テ ル 北 野 プラザ六甲荘	18	適正化情報処理システム研修	東 京 都・新 興 東 京 ビ
	兵青協「通常総会」	砂 防 会 館		陸災防全国支部事務局長会議	メ ル バ ル 東 京
22	全国道路利用者会議 第 64 回定時総会	大 ト 協	19	適正化事業指導員全国研修「初級研修」	東 京 都・東 京 グリーン・ソラリス
	近畿ブロック燃料サーチャージ説明会	ホ テ ル ガ セ ビ		グリーン経営講習会	前 進 貨 車 ト ラ ッ ク 協 会 総 合 会 館
23	海コン部会緊急役員会	西 部 研 修 セ ン ター	20	近ト協 理事会	
	H24 年度安全性評価事業説明会	ホ テ ル 竹 園	20	運輸安全マネジメント・トライアルセミナー	大 阪 市・三 井 住 友 海 上 流 屋 橋 ビ ル
	兵ト協 東神戸支部 総会	都 ホ テ ル ニ ューカール	21	(公財)貨物自動車運送事業振興センター評議員会	第 一 ホ テ ル 京 東
	尼崎運輸事業協同組合 総会	「クオリティホテル神戸」 神 戸 市	22	全ト協 第 87 回通常総会	第 一 ホ テ ル 京 東
24	神戸地区環境保全連絡協議会定時総会	兵 ト 協		兵庫県大気環境保全連絡協議会「総会」	兵 庫 県 民 館
25	タンクトラック部会役員会	「豊後宮前ホール」 大 阪 市	23	海コン部会総会	ボ ー ト ビ ア ル
	グリーン経営講習会	東 京 都 品川グランドホテル	23	兵ト協 丹有支部 総会(～ 24 日)	高 山 グ リー ン ヒル
	陸災防本部理事会及び通常総代会	伊 丹 シティホテル	25	兵庫県交通安全協会 定例理事会・定時評議員会	パ レ ス 神
27	兵ト協 但馬支部 総会	川 口 屋 リバーサイドホテル	26	兵庫県高圧ガス地域防災協議会役員会	ANA クラウン プラザ ホ テ ル 神 戸
28	兵ト協 西播支部 総会	西 播 支 部	27	適正化事業実施機関評議委員会	事 故 対 峙 ホ テ ル
29	兵庫県貨物運送協同組合連合会 総会	ANA クラウン プラザ ホ テ ル 神 戸	28	全ト協海コン部会正副部会長・監事合同会議	ホ テ ル センチュリー・静岡
	兵ト協 通常総会	ANA クラウン プラザ ホ テ ル 神 戸		全ト協海コン部会総会	ホ テ ル センチュリー・静岡
	全ト協タンクトラック・高圧ガス部会総会	全 ト 協		平成 24 年度「食品部会総会」	未 定
30	兵庫県大気環境保全連絡協議会第 1 回幹事会	神 戸 市 民 館	30	天狼会 総会	エ ク シ ブ
	第 33 回引越部会(総会)	全 ト 協		－ 7 月の予定 －	淡 路 島
	兵庫県不正軽油対策協議会	兵 庫 県 民 会 館 12F 1202 号 室	7・1	夏期労働災害防止強調運動	兵 ト 協
6・1	全ト協海上コンテナ部会	八 重 州 富士屋ホテル	2	平成 24 年度安全性評価事業申請受付	神 戸 市 産 業 振興センター
2	フォークリフト運転技能講習(学科)	神 戸 港 湾 教育訓練協会	3	兵庫労働局安全衛生表彰式	神 戸 市 産 業 振興センター
3	フォークリフト運転技能講習(実技 1 日目)	神 戸 港 湾 教育訓練協会	6	取扱部会平成 24 年度通常総会	愛 知 県
4	食品部会役員会	神 戸 市 勤 労 館		北海道ブロック青年経営者研修会	旭 川 グランドホテル
5	環境対策専門委員会	神 戸 市 勤 労 館 306 号	12	全国専務理事業務連絡会議	ア ク ト シ ティ 浜 松
	近ト協 幹事会	神 戸 商 工 会 議 所 3 階	15	夏の交通事故防止運動	兵 庫 県 内
	運輸安全マネジメント研修会	大 ト 協	18	はい作業主任者技能講習(1 日目)	兵 ト 協 西 部 研 修 センター
	「地球と共生・環境の集い 2012」	西 部 研 修 セ ン ター	19	はい作業主任者技能講習(2 日目)	兵 ト 協 西 部 研 修 センター
	全国物流青年経営者中央研修会「幹事会」	兵 庫 県 公 館 室 大 会 議 室	21	ドライバーコンテスト兵庫大会	兵 ト 協
		全 ト 協	24	輸送秩序確立委員会	明 石 運 転 免 許 試 験 場 六 甲 道 勤 労 市 民 セ ン ター E 会 議 室

安全と安心をはこぶ



—平成24年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業—
「安全性優良事業所」認定のための申請
7月開始!



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（公益社団法人全日本トラック協会）では、「安全性優良事業所」（Gマーク）認定制度を実施しています。

Gマークは、厳しい条件をクリアした安全性の高い優良な事業所だけが取得できる、「安全・安心・信頼」のしるし。

より安全な輸送社会の実現に向けて、Gマークのトラックは走り続けています。

申請書類の頒布期間
申請期間

平成24年5月1日（火）～6月29日（金）
土・日、祝日を除く

平成24年7月2日（月）～7月13日（金）
土・日を除く

※申請書類は当該事業所が所在する都道府県の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関「都道府県トラック協会」で入手してください。



国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<http://www.jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒163-1519
東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー19階
TEL.03 (5323) 7245 FAX.03 (5323) 7230